

## 空港振興事業委託業務プロポーザル仕様書

### 1 目的

高知龍馬空港を発着する航空路線の利用促進及び空港業務に従事する人材の確保を図る。

### 2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 3 委託期間

委託契約締結日から令和9年2月12日まで

### 4 見積上限額

13,820千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

国内線の利用促進事業の上限額は、5,420千円、高知龍馬空港人材確保事業の上限額は8,400千円とする。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 国内線の利用促進事業（乗継利用促進キャンペーンの実施）

高知龍馬空港における新たな航空需要の創出を図るため、以下に掲げる条件に基づき、航空路線の乗継利用促進キャンペーンを実施すること。

#### ア 実施期間

キャンペーンは、令和8年6月～令和9年1月までの期間において実施するものとし、具体的な実施時期は自由提案とする。

#### イ 対象者

高知龍馬空港を発着する国内定期路線を同空港を起点として乗継利用した者とする。このほかの要件の追加については自由提案とする。

#### ウ 景品

上記イの要件を満たす対象者に対して景品（インセンティブ）を送付する。景品の内容及び送付方法は自由提案とする。ただし、景品の金額は片道1人あたり5千円以内、総額で3,000千円以内とする。

#### エ 広報

高知市中心商店街において、バナー広告などを活用したPRを実施すること。その他の広報は媒体、時期、内容等について自由提案とする。

#### オ その他

- ・ デザイン費、広告掲出に係る諸費用は受託者の負担とする。
- ・ キャンペーンの進捗管理のため、適宜申請実績を報告すること。
- ・ 業務完了時に事業実績報告書を作成し、実施内容、キャンペーン実績の集計結果を記載すること。

(2) 高知龍馬空港人材確保事業

ア 合同企業説明会及び職場見学会の実施

次に掲げる条件に基づき、令和9年3月又は令和10年3月以降に卒業見込みの学生、一般の就職・転職希望者を対象として、高知龍馬空港で業務を行う関係企業の合同企業説明会及び職場見学会（以下、「合同企業説明会等」という）を開催する。

a 実施回数

グランドハンドリング事業者を対象とするものと、その他の事業者を対象とするものに分けて、対面形式によりそれぞれ2回以上実施すること。

b 実施時期（予定）

1回目：令和8年7月末まで

2回目：令和8年9月末まで

※各回とも、高校生・大学生・短大生・専修学生および一般求職者など、すべての求職者を対象とすること。

※詳細日程については、当協議会と協議のうえ決定すること。

c 実施場所

高知龍馬空港

d 対象企業

とさでん交通(株)※、(株)鈴与エアポートサービス※、ALSOK高知(株)、高知空港ビル(株)

※グランドハンドリング事業者

e 実施内容

- ・ 合同企業説明会等の開催にあたり、事前に十分な広報活動を実施すること。
- ・ 参加者へのアンケートなどにより効果測定を実施すること。
- ・ 広報活動は、「イ 空港業務の魅力発信業務」とあわせて実施すること。内容は自由提案とする。
- ・ 合同企業説明会等の開催にあたり、高知龍馬空港関連事業者など関係機関との調整は受託者が行うこと。
- ・ 開催にあたっては関連事業者との十分な協議の上、若年層の就職意欲の向上に資する内容について検討すること。
- ・ 進捗管理のため、申込状況等を適宜報告すること。
- ・ 業務完了時に事業実績報告書を作成し、実施内容、参加者実績及び効果測定の集計結果を記載すること。

イ 空港業務の魅力発信業務

次に掲げる条件に基づき、県内外の学生や若年者、その保護者等に対し、高知龍馬空港の対象企業の採用情報や業務内容、働きがい等を発信することで、企業認知度の向上や就職希望者の拡大および人材不足の解消を図ること。

a メディアを活用した空港業務の魅力発信

- ・ ホームページ、テレビ、SNS等を活用し、空港関連業務の内容や空港で働く魅力等が伝わり、空港関連企業の求人への応募意欲を高めるような企画を自由提案により実施すること。
- ・ 特にSNSについては、若年者に広く活用されている媒体を効果的に活用し、就職充足率を高めるために定期的な情報発信を行うこと。
- ・ 作成する広報素材は、各事業者が今後独自に行う採用活動において二次利用することを前提に制作すること。
- ・ 広報素材の収集に際し、高知龍馬空港関連事業者等関係機関との調整は受託者が行うこと。

6 その他

- (1) 業務を遂行するうえで、当協議会と受託者が共通認識を持ち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。
- (2) 事業開始後に仕様書の内容に変更が発生する場合には、当協議会と受託者が協議のうえ、予算の範囲内において、対応策を決定するものとする。
- (3) 受託候補者選定後、契約に向けた交渉において、企画提案の内容をもとに、具体的な履行条件や実施内容など、細部の調整を行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのないものについては、当協議会と受託者が協議のうえ決定するものとする。